

公正取引委員会のEBPMに関する取組

公正取引委員会のEBPMに関する取組（概要）

1 EBPMについて

- 証拠に基づく政策立案、Evidence Based Policy Makingの略
- 一連の政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）でEBPMの考え方が実践され、政策の質の向上につながるよう、政府全体で推進（行政改革推進会議の下に、EBPM推進委員会を開催）
- 行政事業レビューにおいてEBPMの手法が導入され、政府の予算編成プロセスで活用されている

2 事後評価について（※）

• 事後評価の目的と意義

- 競争当局による特定の介入が効果的であったかを検討 ⇒ 将来のより良い意思決定と効果的な競争政策の実施
- 競争法全体としてその目的をどの程度達成してきたかを評価 ⇒ 法令やGL、告知等の改定に生かすことで競争法の実効性を改善
- 競争の啓蒙、判断の透明性の向上 等

• 事後評価の進め方

1. 評価対象の選択

事後評価の目的、関心事項との関連性や実施可能性等を踏まえ、対象事案を選定

2. 実施主体の選択

リソースの制約等を考慮し、
・ 内部チーム
・ 外部チーム
・ ハイブリッド から選択

3. 分析開始前の検討

・ 評価基準の設定
・ 分析手法の選択
・ 検討対象の指標を特定
・ データと情報の収集

4. 分析の実施とその後の検討

・ 分析
・ 分析結果の頑健性の確認
・ 教訓の特定
・ 結果の公表の検討

- 海外の競争当局（EU、英国、米国等）も事後評価の取組を実施

※ 「海外の競争当局等の事後評価の分析手法・事例等の調査・整理 報告書」（次のスライド参照）を基に作成

公正取引委員会のEBPMに関する取組（概要）

3 公正取引委員会における事後評価の取組

- 過去に行った政策の効果を検証するための事後評価等を実施

- 競争政策における広報の効果測定に係る調査・分析 [令和2年6月公表]

- コールマンジャパン株式会社に対する件(再販売価格拘束事件)の事後評価 [令和2年6月公表]

- 排除措置命令における再発防止策に関する効果検証報告書 [令和5年6月公表]

- 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書 [令和5年10月公表]

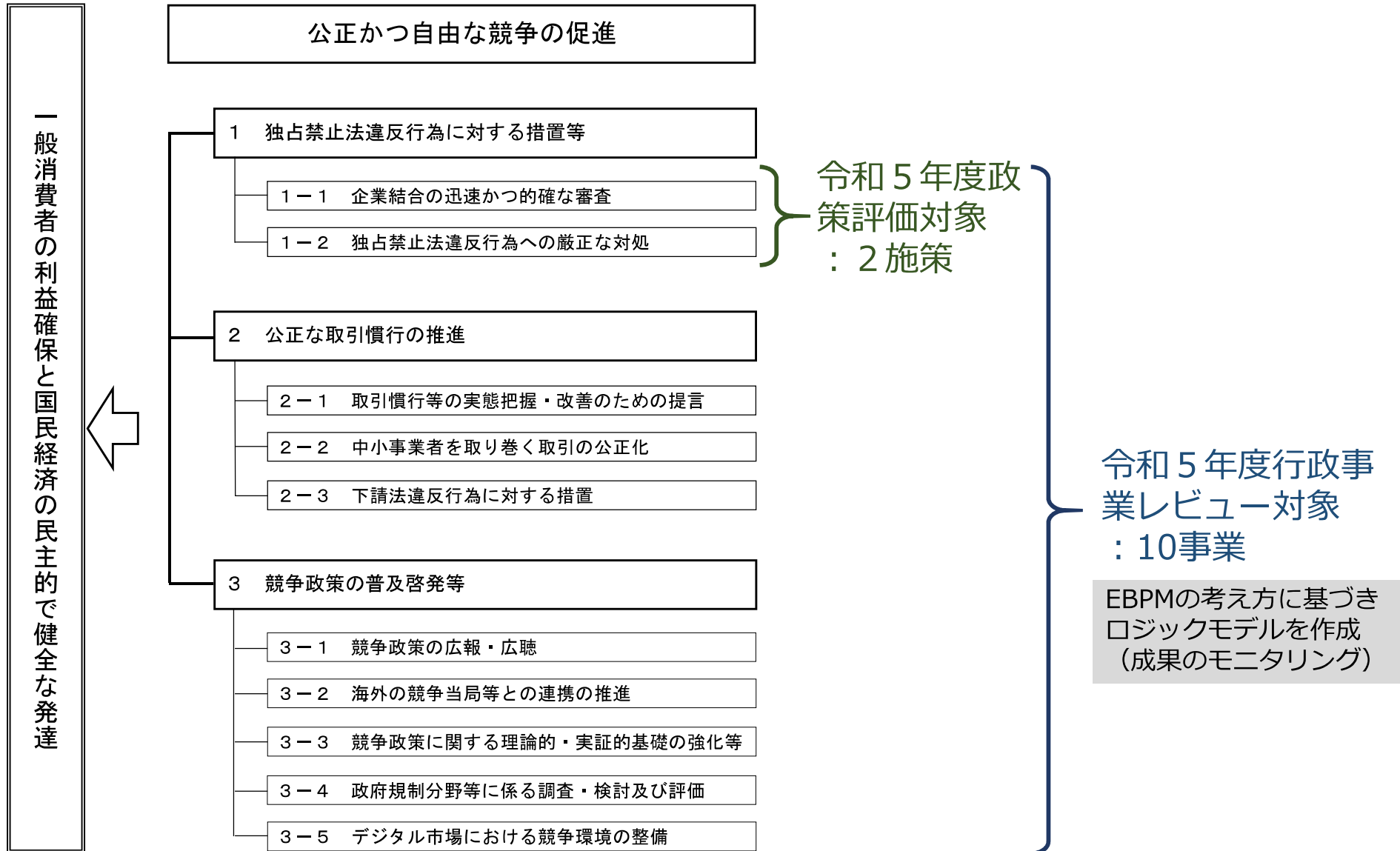
- ※ 海外の競争当局等の事後評価の分析手法・事例等の調査・整理 [令和4年4月公表]

(公正取引委員会からの委託を受けてNERAエコノミックコンサルティングが作成)

(参考) 公正取引委員会における政策評価・行政事業レビュー

- 政策体系に基づいて政策評価・行政事業レビューを実施

公正取引委員会の政策体系（政策目標及び主要な施策等）



(参考) 経済分析の活用

公正取引委員会の業務における経済分析体制を強化し、競争政策への経済分析の一層の活用を図るために、令和4年4月1日に「経済分析室」を設置。同室は、独占禁止法及びその関連法令の執行並びに競争政策の企画、立案及び評価に当たり、経済学又は統計学に係る専門的知識・経験に基づき担当部署への支援を実施。

1. 公正取引委員会の業務における経済分析の活用

(1) 企業結合審査等

企業結合審査・違反事件（訴訟案件含む）担当部署に対して経済学・統計学に係る専門的知識・経験に基づく助言を行うほか、公正取引委員会に提出された計量分析等に基づく意見書の分析等を実施。

- ✓ マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合に関する審査結果について（令和5年3月公表）
- ✓ 古河電池(株)による三洋電機(株)のニカド電池事業の譲受け（令和5年6月公表）

(2) 実態調査等

調査票の設計や調査対象者の抽出方法等について担当部署に助言するほか、実態調査等によって得られたデータを用いた計量分析等を実施。

- ✓ クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書について（令和4年6月公表）
- ✓ 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について（令和4年12月公表）
- ✓ モバイルOS等に関する実態調査報告書について（令和5年2月公表）
- ✓ ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（令和5年9月公表）
- ✓ 使用済みペットボトルのリサイクルに係る取引に関する実態調査報告書（令和5年10月公表）

2. 公正取引委員会の業務に経済分析を活用するための基盤整備

- ✓ 「経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項」の策定（令和4年5月公表）
- ✓ 競争政策に関する調査・研究（例：CPRCディスカッション・ペーパー「日本の製造業における市場集中度と競争環境」（令和4年11月公表））

趣旨 ・ 目的

- 過去に公正取引委員会が行った学校制服に関する二つの取組（アドボカシー活動及びエンフォースメント活動）
- 当該取組の趣旨を踏まえ、その後の**学校における対応状況、学校制服価格の状況の変化を検証**

①アドボカシー活動

平成29年11月「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」

②エンフォースメント活動

令和2年7月「愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する排除措置命令等」

①平成29年報告書の概要

- ・ 平成29年報告書では、公立中学校の制服取引において、独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするとともに、**学校に対して期待する取組を提言**。

▼ 学校に対して期待する取組（一部抜粋）

○制服メーカー及び指定販売店等の選定について

- ・ 学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- ・ 制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
- ・ 学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと

○制服の販売価格への関与について

学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合に、

- ・ コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
- ・ 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること

②令和2年命令の概要

- ・ 令和2年命令では、豊田6校の制服販売業者が価格カルテルを行っていたとして、**排除措置命令**を行った。

▼ 排除措置命令のポイント

制服販売業者は、

- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。・・・等

- ・ 公正取引委員会は、豊田6校を所管する愛知県教育委員会に対し、**制服の販売に関して留意すべき事項を通知**。

▼ 当該通知内容のポイント

- 1 豊田6校によっては、
 - (1) 指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと
 - (2) 制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達していたこと
 - (3) 指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたことが認められた。
- 2 愛知県立高等学校が制服について前記1の依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべき。

調査 方法

●アンケート

- ①無作為に抽出した全国の公立中学校（1,200校）及び公立高校（750校）（回収率約80%）
- ②愛知県豊田市に所在する県立高校6校

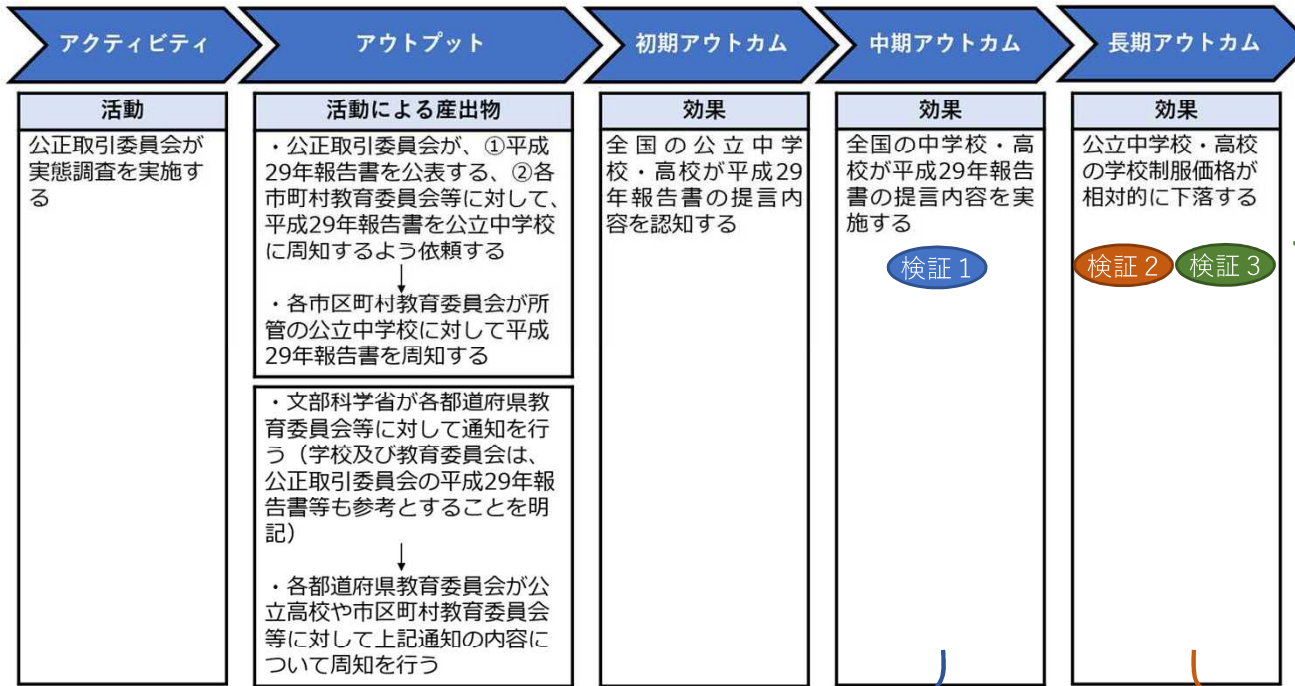


●分析

- ジックモデルを設定し、
- ①学校による上記提言等への対応状況、
- ②学校制服価格の状況、を分析（差の差分析などの経済分析を活用）

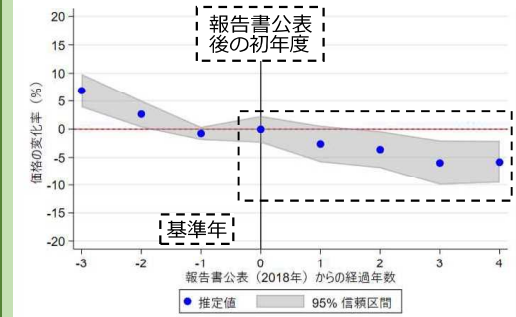
①平成29年報告書の事後検証の結果

▼ 平成29年報告書の事後検証におけるロジックモデル



検証3 ● アドボカシー活動を通じて発生した全体的な価格効果（長期アウトカム）

▼ アドボカシー活動全体を通じて発生した価格の効果（変化率（差の差）の推移）



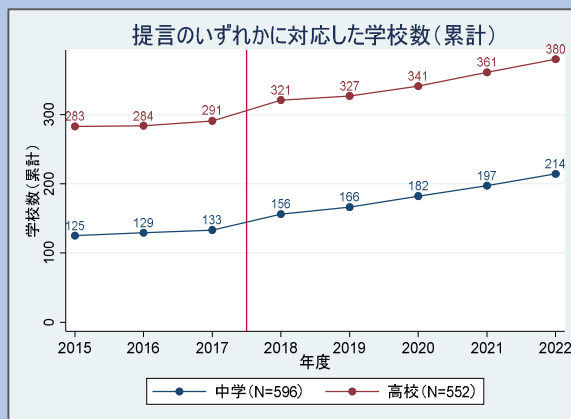
全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品の価格と比べ下落傾向

報告書公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果

(Synthetic差の差分析の結果)

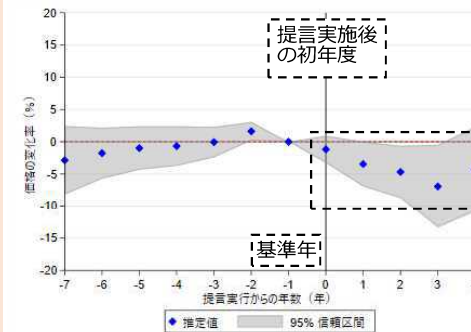
検証1 ● 報告書提言の実施状況（中期アウトカム）

- ・平成29年報告書における提言（スライド1参照）に係る事項を開始した学校が年々増加
- ・報告書公表翌年度（平成30（2018）年度）以降は、より多くの学校がこれら提言を開始



検証2 ● 提言実施の効果（長期アウトカム）

▼ いずれかの提言を実施することの効果（変化率（差の差）の推移）



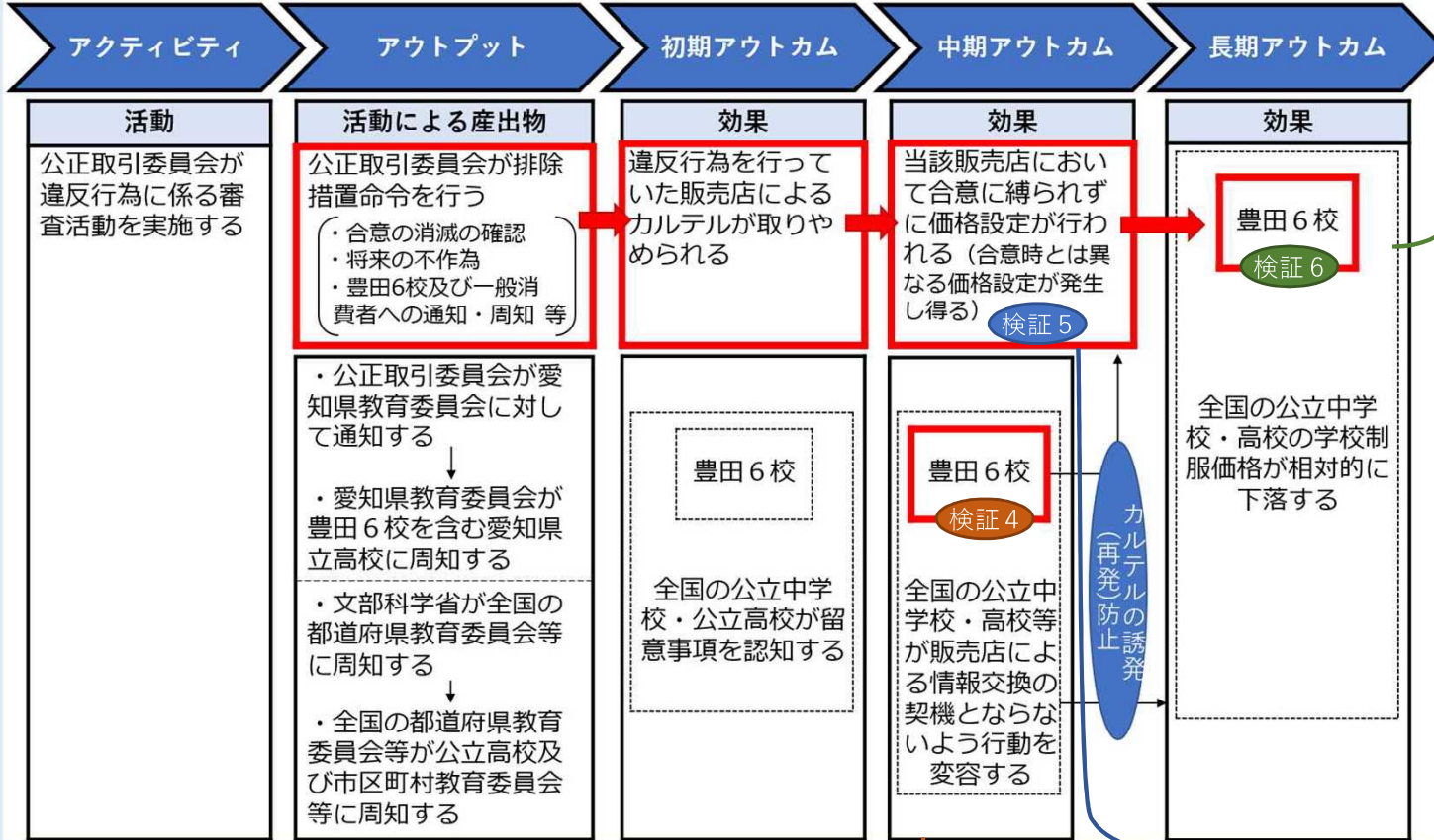
平成29年報告書公表後に提言内容を実施した学校の制服価格は、提言内容を実施していない学校の制服価格に比べて下落傾向

提言実施から3年後には6.9%の価格低減効果

(イベントスタディ・デザインを用いた Staggered差の差分析の結果)

②令和2年命令の事後検証の結果

▼ 令和2年命令の事後検証におけるロジックモデル



検証4 ● 豊田6校における対応（中期アウトカム）

豊田6校において、販売店による価格カルテルの誘発を防止するよう行動が取られていることを確認

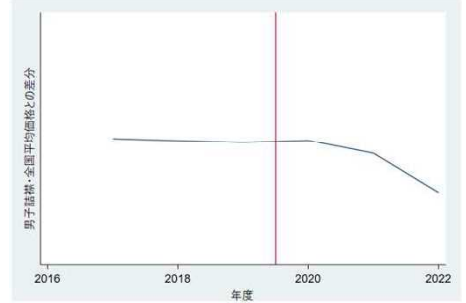
検証5 ● 販売店ごとの価格の動向に関する分析（中期アウトカム）

豊田6校の制服において、違反行為の合意（制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意）と相反する価格設定の動き

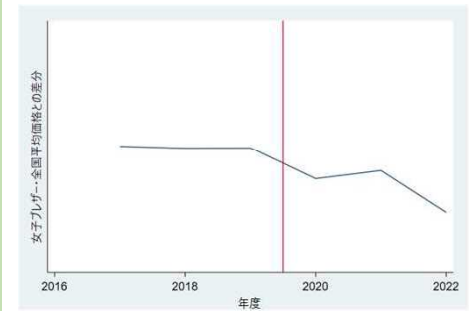
例：指定販売店のうちある販売店は一年度前と比較して価格を据え置く一方、他の販売店は一年度前と比較して価格を引き下げる、等

検証6 ● 豊田各校の価格下落状況の分析（長期アウトカム）

▼ 豊田各校詰め襟（一校の例）と全国の価格差



▼ 豊田各校女子ブレザー（一校の例）と全国の価格差

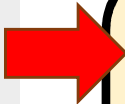


合意の消滅後、「豊田各校の制服価格」と「全国の学校制服の平均価格」の差分（前者から後者を引いた金額）が減少傾向

豊田各校の制服価格が相対的に下落傾向

●事後検証の結果と意義

- 平成29年報告書の提言事項について学校における実施が一定程度進展。こうした提言事項の実施が**学校制服価格を低減させる効果**
- 学校制服の販売店における、価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における**学校制服価格が相対的に下落**（また、豊田6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が変容）



ブレザー（上下）
1着あたり2,000円程度の価格低減効果（保護者負担の軽減）



結論

●学校関係者に対する期待

- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効
- 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要

 学校制服価格全般が上昇している中、上記取組が**保護者負担の軽減**につながる

●事後検証の示唆と今後の取組

- 学校の対応や制服価格の低下といったアウトカムは、事案に応じた多様なアウトプットが組み合わせられて発現
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく

趣旨・目的

- E B P M（証拠に基づく政策立案）の一環としての事後検証
- 過去に公正取引委員会が行った排除措置命令のうち再発防止策について、
 - ① 本件再発防止策※の効果を検証する。
 - ② より効果的な再発防止策を検討する際に有用な示唆を得る。

※ 不当な取引制限（独占禁止法第3条違反）に係るものに限る。

独占禁止法違反行為の未然防止を図る点で、事業者にとっても有用な示唆となっている。

本件再発防止策

- ・ 研修
- ・ 監査
- ・ 行動指針
- ・ 処分規程
- ・ 社内通報制度

調査概要

● アンケート調査

対象事業者：過去に不当な取引制限に係る排除措置命令を受けたことのある事業者 計719社

調査方法：ウェブアンケート

実施期間：令和4年10月27日～令和4年12月8日

有効回答者数：410社（回収率57%）

● 海外主文調査（委託調査）

調査内容：海外競争当局が競争法に違反した者に対して命じた是正措置の内容に関する情報を収集

受託会社：オリバーワイマングループ株式会社NERAエコノミックコンサルティング

調査対象国・地域：EU、米国、英国、ドイツ、韓国

検証の視点（ロジックモデル）

- ・ 違反事業者の従業員等の行動変容が実際に生じたかどうか（中間アウトカム）に着目することが重要。
- ・ ロジックモデルの論理的因果関係に基づき分析。

▼ 再発防止策に係るロジックモデル

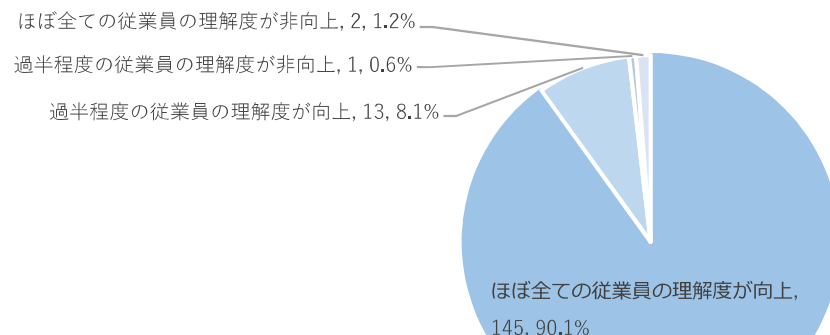


調査結果

独占禁止法の遵守についての理解度の変化

- ・ 回答総数の90.1%が、本件再発防止策の対象となったほぼ全ての従業員について、理解度が向上したと回答。

▼ 本件再発防止策の対象となった従業員の独占禁止法遵守に係る理解度の変化（回答内容、回答者数、割合）



回答者総数：161

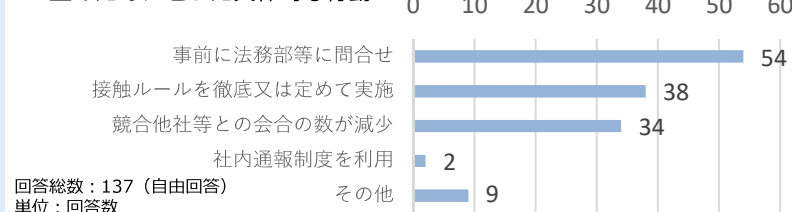
（意識レベルの変容を経た）行動変容につながったと思われる事例を相当数確認。

▶ 本件再発防止策全体の効果はあったと考えられる。

独占禁止法違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動

- ・ 本件再発防止策を命じられた161社のうち112社（69.6%）において行動事例あり。
- ・ 競合他社との会合等について事前に法務部等に問合せを行った旨の回答が最も多かった。

▼ 本件再発防止策の対象となった従業員が独占禁止法違反行為の未然防止のためにとった具体的な行動



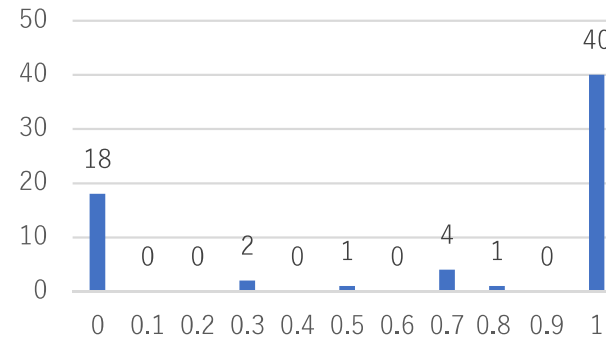
同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果

- アンケート調査対象事業者に対し本件再発防止策の効果（主観的評価）を質問。

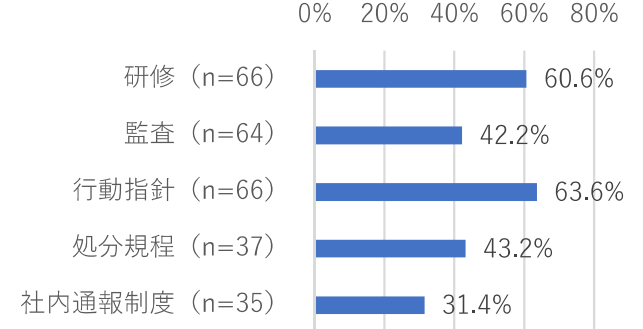
個別の本件再発防止策が独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、当該個別の本件再発防止策が全く行われなかったと仮定した場合を0とした上で、1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。

- 本件再発防止策の効果（主観的評価）に係る回答（0～10）について、同一事業者における個別の本件再発防止策の相対的な効果を分析するために標準化。例えば、ある事業者において、研修について、他の本件再発防止策と比較して最も高い評価だと研修の評価点は1、最も低い評価だと0となる。

▼（一例）研修の評価点（n=66、縦軸：アンケート調査対象事業者の数、横軸：評価点）



▼ 他の本件再発防止策と比較して最も再発防止への寄与度が高いと評価しているアンケート調査対象事業者数の割合



本件再発防止策ごとに、全評価点における最大値1の割合（他の本件再発防止策と比較して最も再発防止への寄与度が高いと評価しているアンケート調査対象事業者数の割合）についてみると、**行動指針及び研修について、他の本件再発防止策と比較して再発防止への寄与度が高いと評価されている。**

より効果的な再発防止策の検討につながる示唆

- **経営トップの関与**
 - 再発防止のために工夫した取組等を質問したところ、経営トップの関与に言及した回答が最も多かった。
- **研修を軸とした再発防止策間の連携**
 - 個別の本件再発防止策について工夫した点を質問したところ、行動指針を研修内容に盛り込む、研修内容の理解度を監査により確認するなど、研修を軸として本件再発防止策間を連携させている回答がみられた。
- **中小企業における再発防止策の実行可能性**
 - 本件再発防止策を命じられていなくても、研修については、中小企業のうち約6割が自発的に実施していることが確認された。また、中小企業ならではの工夫による取組もみられた。
- **追加的な再発防止策**
 - 排除措置命令で命じられたものに追加して、企業グループ全体での取組や、法務部門等の組織体制の強化に係る取組がみられた。
- **海外における再発防止策**
 - 例えば米国では、競争法コンプライアンスプログラムを監督する責任者を任命すること等が命じられていた。

● 本件再発防止策の効果検証

- **本件再発防止策全体として、その効果はあったと考えられる。**
- 同一事業者における個別の本件再発防止策の**相対的な効果**をみると、**行動指針及び研修については、再発防止への寄与度が高い。**

まとめ ● より効果的な再発防止策を検討する際の有用な示唆

- 再発防止策の実効性を確保する観点から、**経営トップの関与、及び研修を軸とした再発防止策間の連携**を考慮することが重要。
- また、中小企業に対する再発防止策について、**中小企業ならではの再発防止策等**を考慮することが有益。
- さらに、**事業者による追加的な再発防止策や海外における再発防止策等**も参考になる。